

引火性溶剤管理ワーキングチームの開催経緯と今後の検討スケジュール

経緯

昨年（2009年）夏以降、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場に関し、建築基準法第48条の用途規制違反[※]が発覚。現在、国土交通省において、ドライクリーニング工場の立地に関する実態調査を行うとともに、今後の対応について検討しているところ。

[※]引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場は原則として工業系用途地域のみ立地可能

課題

国民に安全・安心なクリーニングサービスを提供するため、クリーニング所における引火性溶剤のより適正な管理及び使用が求められているところ。

対応

消費者の代表、生活衛生関係営業に関する有識者、安全工学の専門家、ドライクリーニングに関する営業、機械及び溶剤の専門家等から成る引火性溶剤管理ワーキングチームを設置し、クリーニング所における引火性溶剤の管理及び使用方法の実情把握及び改善方策の検討を行う。

ワーキングチーム 検討スケジュール（案）

- | | | |
|-----|------------------------|-------|
| 第1回 | 現状把握・検討事項の整理 | 5/13 |
| 第2回 | 引火性溶剤の管理・使用実態及び留意事項の整理 | |
| 第3回 | 引火性溶剤の安全な管理・使用方法の具体的検討 | |
| 第4回 | 衛生管理要領の見直し等の論点整理（案）の検討 | |
| 第5回 | 及びとりまとめ | 7～8月頃 |

[※]検討状況等により開催回数・時期を調整